

# 東港活用検討委員会

## 報告書

平成 21 年 3 月

東港活用検討委員会

## 東港活用検討委員会 委員名簿

- 委員長 喚田 孝博 (議会代表者：蒲郡市議会議員)
- 副委員長 小池 高弘 (地元産業・経済分野市内有識者：蒲郡商工会議所副会頭)
- 委員 大向 正義 (議会代表者：蒲郡市議会議員)
- 尾崎 広道 (市民代表者：公募市民)
- 高須 一緒 (市民代表者：公募市民)
- 大竹 義和 (地元産業・経済分野市内有識者：蒲郡商工会議所専務理事)
- 大西 興一 (地元産業分野市内有識者：蒲郡漁業協同組合竹島支所長)
- 遠山 修司 (行政代表者：企画部長) ~平成20年3月31日
- 小林 憲三 (行政代表者：企画部長) 平成20年4月1日~
- 大竹 勝美 (行政代表者：産業環境部長)
- 新家 英一 (行政代表者：建設部長) ~平成20年3月31日
- 星野 幸治 (行政代表者：建設部長) 平成20年4月1日~
- 大須賀 章悦 (行政代表者：都市開発部長)
- 村瀬 敏弘 (行政代表者：建設部技監)

<活用策検討に向けて開催した委員会等> ---別紙 報告書添付資料A参照

### 東港活用検討委員会

- 第1回：平成19年12月19日(水)午後4時 ~午後4時45分
- 第2回：平成20年 1月30日(水)午後3時 ~午後5時22分
- 第3回：平成20年 3月24日(月)午後1時30分~午後3時30分
- 第4回：平成20年 5月20日(火)午後3時 ~午後5時19分
- 第5回：平成20年 7月 8日(火)午後4時 ~午後5時45分
- 第6回：平成20年 8月25日(月)午後4時 ~午後6時11分
- 第7回：平成20年11月14日(金)午後1時30分~午後3時30分
- 第8回：平成20年12月24日(水)午後1時30分~午後3時25分
- 第9回：平成21年 2月 6日(金)午後2時 ~午後3時40分

### 勉強会(非公開)

平成20年9月29日(月)午後3時~午後5時35分

## はじめに

東港は、昭和63年に策定された「三河港ポートルネッサンス21計画」に基づき、平成3年に埋立工事に着手し、平成13年に竣功認可された。しかし残念ながら、埋立竣功したものの、日本の経済が低迷し、市財政も大変厳しい状況下となり、加えて、整備に障壁となる無籍地や国有地・県有地の問題等解決すべき課題も多々あり、計画の一時中断を余儀なくされたものである。

なお、厳しい市の財政状況ではあるものの、平成19年4月には、竹島ふ頭一帯のエリアが中部地方整備局管内第1号で「みなとオアシス」に認定され、蒲郡駅から竹島までのゾーン整備を進めていくにあたり、東港をどう活用していくか、東港の整備活用が本市の「海のまちづくり」の大きな課題となってきた。

平成19年8月に、東港整備にあたっての大きな課題の一つであった無籍地の問題が解決したが、まだまだクリアしなければいけない課題がある。「三河港ポートルネッサンス21計画」も計画されて20年になる。そのままいけるのかどうかの検討もいるかと思っている。

こういった状況の中、金原市長は、先の市長選で諸々の公約・マニフェストを掲げて三選された。この公約・マニフェスト実現のため、また、地域経済活性化、海のまち蒲郡の拠点づくりとして、諸事情で中断している「東港の整備促進」を目的とした検討委員会を設置することになった。

本委員会は、市議会からの代表である喚田孝博市議を委員長として、公募での市民代表者、地元産業・経済分野市内有識者、行政代表者等12名の委員構成で、平成19年12月19日に設置して以来、計9回にわたる公開での検討委員会と非公開での勉強会(1回)によって、東港の現状を分析し活用策を検討したものであり、以下にその経過をまとめ、答申内容を記す。

## 経過報告

平成19年12月19日に下記議題で東港活用検討委員会の初会合を行い、喚田市議会議員を委員長とする委員会が下記議題でスタートした。

- ・東港活用検討委員会の設立趣旨について・自己紹介・要綱(案)について
- ・役員選任について・東港の現状課題について・検討スケジュールについて

第1回の委員会から公開での委員会を9回行い、さらに、非公開での勉強会を行うなど、多くの会議を重ねてきた理由は、

- 1つとして、東港に関わる関係法について
- 2つとして、東港の課題の整理・検討について
- 3つとして、既に計画策定されている関連計画の取扱いについて
- 4つとして、活用策を検討するエリアの考え方について

以上、大きな問題を多々抱えるこの対象地域の検討について、白紙の状態からの、考察、検討という特殊な状況であったため、多くの時間を費やしたものである。

東港に関わる関係法について以下に記述する

## 1 . 海岸法について

津波・高潮・波浪その他海水又は、地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、国土の保全(安全)を守る。

### 1 ) 三河湾伊勢湾沿岸海岸保全基本計画について

平成 1 5 年 3 月愛知県が計画したもので、東港に係る部分は防護ラインの見直し区間で、防潮壁(胸)となっているところが計画されている。防潮堤の前出しとなっても、港湾区域は変更されないので、土地利用は港湾法の適用となる。

## 2 . 港湾法について

交通の発達及び国土の適正な利用と、環境の保全に配慮しつつ、港湾の整備と適正な利用を図り、航路などを開発し、港湾を安全かつ有効に利用する。

### 1 ) 土地利用計画について

土地利用に関しては、港湾及びその周辺地域における既存の土地の利用状況、港湾の安全の確保、港湾及びその周辺の自然環境及び生活環境に及ぼす影響を考慮して、港湾を有効かつ適切に利用することができるように、土地利用の区分を定めるものとする。

平成 3 年埋立申請時は港湾関連用地で水族館、海のマーケットプレイス、海の科学館は許可済。

土地利用計画の変更が生じたら港湾計画改訂時でなくても、一部変更または軽微な変更で可能。

### 2 ) 臨港地区について

港湾の管理運営を円滑に行うため、都市計画法の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法の規定により港湾管理者が定めた地区を都市計画決定で規制する。また分区内構築物規制は港湾法で決定する。

竹島町 16 番地 (市有地) .竹島町 2.3.13.14.15 番地 (県有地) 防潮壁.竹島ふ頭.竹島緑地にかけて、臨港地区が指定されている。

## 3 . 公有水面埋立法について

特定の公有水面を埋立てし、土地を造成する権利を設定し、竣功許可を条件として公有水面の効用を廃止し、埋立免許を受けた者に埋立地の所有権を取得させる。

1 ) 埋立ての土地処分計画や利用計画図等を変更する場合は、愛知県知事の許可が必要であるが、港湾計画の土地利用等の制限は受ける。

## 4 . 都市計画法について

1 ) 都市計画法の用途地域による建築物の用途規制が市有地松原町 936-1 番地外、県有地松原町 942 番地外、漁業組合、伊藤造船(市有地)附近には現在、準工業地域の

指定である。 残りの埋立地は調整区域。

- 2) 港湾の管理運営を円滑に行うため、都市計画法の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法の規定により港湾管理者が定めた地区を都市計画決定で規制する。また分区内構築物規制は港湾法で決定する。

東港の課題の整理・検討についてとして、下記の点について確認した

1. 雨水管、下水道管等については、布設替でなく、既存の形で土地利用を考えていくということで、合意出来た。
2. 防潮堤の土地（底地）及び国、県、市の土地交換については、現在、防潮堤土地、国、県、市とある。白地の問題は解決し、防潮堤敷が国、県所有、市の土地もある。防潮堤が前に出れば、底地の部分を国、県と市で、用地交換の交渉をしたいと思っている。竹島漁協の背後地等を含め、土地交換を考えていきたいと考えているということで委員は了承した。

### 3. 防潮堤の前出しについて

防潮堤の前出しについては、背後地との一体性・連結をすることでより有効な土地利用ができるものと考え、前出しの方向で検討してきたが、それについて、大きな問題点が浮上した。

- 1) 愛知県施工でお願いできると考えていた基となる「三河湾伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」上の考え方は、東港の胸壁の老朽化の状況はCランク（Aから順に老朽化率は高い）であり、現状では、県施工での防潮堤の前出しは大変難しい。
- 2) 県施工が難しいなら市単独で施工はどうかの検討の中でも、防潮堤の前出しが必要となる、必然性として、中に防護すべき施設が必要ではという考えが前面に出て、イコール箱物の検討をという流れになってしまった。そういった中、今この時期で、わざわざ箱物まで作って防潮堤の前出しをする必要は無いのではという考えも強く浮上した。
- 3) 上記状況の中においても前出しをしながら考えていくべきだというふうに考えるべき。 そうではなく、あらためてお金をかけるときではないと、海際の景観としてもうすこしキチットした中で、場合によっては、防潮堤をそのまま残して考えることも出来るのでは。  
という考え方となり、最終的には、防潮堤の前出しについては、我々の答申を受け新たに設置されるであろう新委員会へ委ねる方向で合意した。

既に計画策定されている関連計画の取扱について

三河港ポータルネッサンス21計画について----- 参考図面1

- ・海のまちづくりを推進するため、蒲郡市が日本港湾協会に委託し、「三河港ポータルネッサンス21調査委員会」と旧運輸省第五港湾建設局の指導を受けて、昭和63年3月に策定した。

- ・計画エリアとしては、水族館のある竹島パークとその前面の駐車場を東端として、東港、竹島埠頭、そして竹島埠頭緑地に続き、西端が厚生館病院南の公園となっている。
- ・このうち、東港部分だけは、公有水面の埋立を伴うものである。

[埋立概要]

全体面積 81,786.13㎡

事業者 愛知県、蒲郡市

埋立認可 H3年1月

愛知県分

埋立面積 24,431.02㎡

埋立期間 H3年～H13年

竣功認可 H13年3月

用途 埠頭用地、駐車場

蒲郡市分

埋立面積 57,355.11㎡

埋立期間 H3年～H13年

竣功認可 H13年3月

用途 港湾関連用地、道路用地、海岸保全施設用地

蒲郡インナーハーバー計画について ----- 参考図面2

「蒲郡インナーハーバー計画」は、ある意味では「三河港ポートルネッサンス21計画」の変更計画でもある。アメリカズカップの蒲郡開催も視野に入れた中で検討され、平成6年度に策定された。計画の内容は、東港についてはほとんど一緒であるが、竹島埠頭から西側にかけてが、アメリカズカップ開催も視野に入れた中で、三河港ポートルネッサンス21計画が変更されている。なお、「蒲郡インナーハーバー計画」は、先ほども申したとおり、アメリカズカップ開催も視野に入れた計画である。事実上、アメリカズカップの開催は不可能となったため、現実を見据えた計画の変更が必要と思い、現在改訂作業に入っている。

「竹島埠頭地区および旧東港埋立地」の整備のあり方についての提言

(海のまちづくりビジョン)について----- 参考図面3

市制50周年にあわせた取り組みとして、三河港ポートルネッサンス21計画等の構想が、地域を取りまく様々な変化の中で見直しが必要であり、東港をどう活用していくか、防潮堤を前に出すとしたらどういう形でどこまで出したら良いか。地元の会議所でまとめてくれないかという話があった。併せて、竹島地区をどう活かしていくか。そのために「海のまちづくりビジョン検討委員会」を立ち上げ、会議所・民間・行政で提言して行こうとなった。

議論の中で、中途半端な商業施設を作って、人集めをしてもお荷物になる。アミューズメントでのラグーナと竹島埠頭から東港にかけての位置づけ、当時南駅から50m道

路ができるということで、できるだけ、市民の人が憩える場所を作っていくのが一番良いということで話が始まった。

三河港ポータルネッサンス21計画・蒲郡インナーハーバー計画の中に、海のマーケットプレイスや水族館といった施設が描かれ、埋め立てられていた。一つとして水族館を移転してやっていけるかどうか。今、14万人ぐらい、維持していけるかどうか、最低でも4・50万は入らないと維持が難しいと。海のマーケットプレイスも商業の集積がないといずれ難しくなると。これらにより、竹島埠頭を緑地化することにより海への導線を考えた。一つの核として、駅から竹島埠頭を緑地化しながら海が見える所にしたい。もう一つは、海と接する場所を作ろうと。

東港の利用は当面防潮堤が前に出ない限り、こういった利用ができるか、すぐに前に出して、すぐに商業の絵を描くのは難しいではないか。

市民が憩える緑地化をやって、将来のこのあたりの府相地区も商店街も含めた発展につなげよう。

水族館については移転の話もあったが、よく検討しなければ、市が何十億もかけてやれるのかという話しも含めて、当面は移転せず、相乗効果の期待もできるラグーナへの移転も考えられる程度の表現にとどめた。商業施設もラグーナでどうだろうか。

竹島埠頭から竹島までの間をどうしたら市民が憩える場となるかを提言。

どちらにしても、防潮堤の前出しの話はある程度結論を出してからでないと、この話は前に進まない。

以上、既存の3つの計画について認識したが、いずれにしても、この3つの計画全てが、現在も生きているという現状の中で、新しい活用策を考えても、絵に書いた餅になってしまうという意見が随所に出た。また、これら計画が言葉は悪いが頓挫している最も大きな理由の一つには、蒲都市の財政状態があげられ、市の財政状態が近時に改善される状況では無いことは、委員一致した考えであり、自ずと今回の我々の答申の内容は、決して絵に書いた餅でなく、実現性のあるものを考えるべきとの上で検討したものである。

#### 活用策を検討するエリアの考え方について

本委員会がスタートした段階では、活用策の検討区域は、当然、全体面積81,786.13㎡の東港エリアの検討を考えていたが、会議が進む中、蒲郡駅、竹島ふ頭から東港さらには竹島と、大きなゾーニングの中で、東港の位置付けを行い、全ての整合性やバランスのとれた、しっかりした絵を書くべきとの意見が出始めた。

各委員は、基本的には東港の範囲でという考え方と、大きなゾーニングの中での東港の位置づけをという考えに対し、両方とも正論であるという意見であったが、本委員会の答申がどのような、内容の答申であったにせよ、それ相応の事業費が掛かるものであり、即効で事業が出来るとは思えないので、両論で行ってはということになり、合意できたものである。

# 提 言

1 蒲郡駅 竹島ふ頭 東港 竹島までを一つのゾーンとして、このゾーンを「蒲郡の顔」「蒲郡のシンボル」「蒲郡の貴重な財産」と考え、水際の整備を打ち出すと共に、再度、全体像の絵(計画)を作ることを目的とする委員会を設置されたい。

なお、新たに設置する委員会は、平成21年度中に設置し、学識経験者・国・県(港湾管理者)等の関係機関も委員に含め、三河港ポータルネッサンス21計画の見直しも合わせ行い、遅くとも5年から10年で、実行できる計画を策定されることを望む。

2 上記計画(事業)が実行されるまでの間を、暫定利用期間とし、その期間の活用策として、基本的には、港湾利用者の憩いの場という前提を逸脱しない形で、地区全体を、市民が愛着の持てる場とするため、「竹島ベイパーク」と命名し、

- 1)多目的広場エリア
- 2)公募エリア
- 3)駐車場エリア等

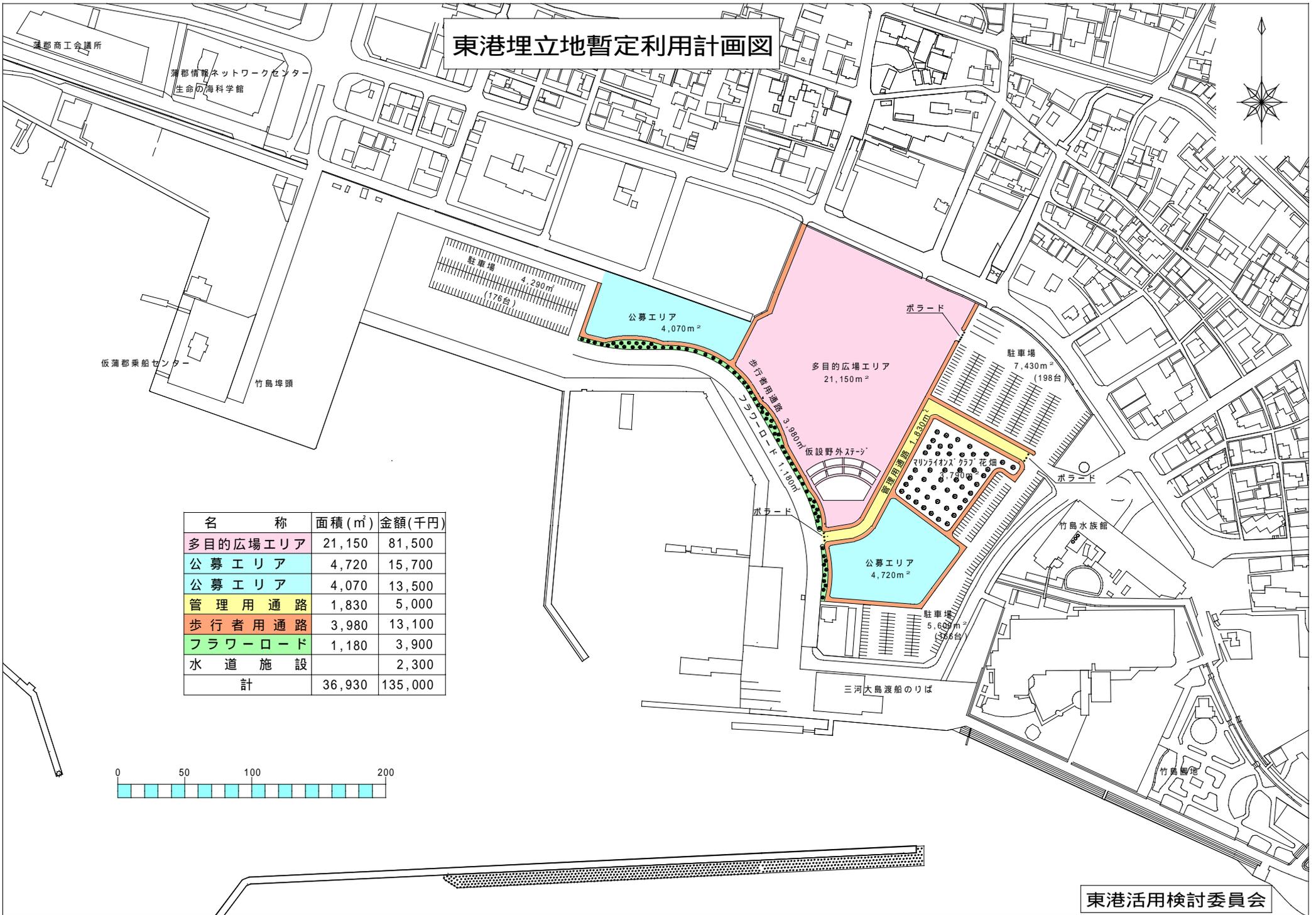


(別紙:東港埋立地暫定利用計画図参照)

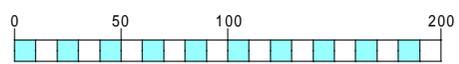
とエリアで区分けし

- ・多目的広場エリアでは、グラウンドゴルフ競技場などの市民の健康福祉向上を図れるものとしての利用が出来るよう、最低限の整備を図るとともに、積極的活用に努められたい。
- ・公募エリアでは、公募等により、四季の花畑、綿畑、薬草園等、広く市民、観光客が憩うことができる活用に努められたい。
- ・暫定利用期間の活用に当っては、(仮称)東港暫定利用委員会といった組織を立ち上げ、東港の活用を図られたい。

# 東港埋立地暫定利用計画図



名 称	面積 (㎡)	金額(千円)
多目的広場エリア	21,150	81,500
公募エリア	4,720	15,700
公募エリア	4,070	13,500
管理用通路	1,830	5,000
歩行者用通路	3,980	13,100
フラワーロード	1,180	3,900
水道施設		2,300
計	36,930	135,000









参考図面 3



現況 (H20.12 撮影)



現況（H20.9 撮影）

## 東港活用検討委員会開催状況

項目	内容	摘要
<p>第1回 東港活用検討委員会</p> <p>日時:平成19年12月19日(水) 午後4時～午後4時45分</p> <p>場所:蒲郡市役所 庁議室(新館5階)</p> <p>出席者:委員11名・事務局5名・傍聴12名</p>	<p>(1)東港活用検討委員会の設立趣旨について</p> <p>(2)自己紹介</p> <p>(3)要綱(案)について</p> <p>(4)役員選任について</p> <p>(5)東港の現状課題について</p> <p>(6)検討スケジュールについて</p>	<p>※委員会の目的</p> <p>(1) 海のまち「がまごおり」の象徴となる竹島付近において、新しいウォーターフロントゾーンとして「三河港ポータルネッサンス21計画」が策定されているが、中断状態にある。この中断している課題などについて、原因の整理及び解決策について検討を行う。</p> <p>(2) 前号において検討された整理等を踏まえ、三河港港湾計画及び他の法的制限などとの整合を図りながら、東港の活用方法について、今後のあり方を検討していく。</p>
<p>第2回 東港活用検討委員会</p> <p>日時:平成20年1月30日(水) 午後3時～午後5時22分</p> <p>場所:蒲郡情報ネットワークセンター・生命の海科学館メディアホール及び東港活用予定地</p> <p>出席者:委員12名・事務局3名・傍聴5名</p>	<p>(1) 現地視察</p> <p>(2) 関連計画の概要について</p> <p>・三河港ポータルネッサンス21計画及び蒲郡インナーハーバー計画の概要について</p> <p>・「竹島埠頭地区および旧東港埋立地」の整備のあり方についての提言(海のまちづくりビジョン)について</p> <p>(3) 課題の抽出について</p> <p>[東港埋立概要]</p> <p>全体面積⇒81,786.13㎡ 事業者 ⇒愛知県、蒲郡市</p> <p>埋立認可 ⇒H3年1月</p> <p>① 愛知県分</p> <p>埋立面積⇒24,431.02㎡ 埋立期間⇒H3～13</p> <p>竣功認可⇒H13年3月 用途 ⇒埠頭用地、駐車場</p> <p>②蒲郡市分</p> <p>埋立面積⇒57,355.11㎡ 埋立期間⇒H3～13</p> <p>竣功認可⇒H13年3月 用途 ⇒港湾関連用地、道路用地、海岸保全施設用地</p>	<p>(1) 予定地全体の把握と防潮堤(一線堤)及び既設排水路の確認、境界確認など</p> <p>(2) ◇三河港ポータルネッサンス21計画の概要について</p> <p>・海のまちづくりを推進するため、蒲郡市が日本港湾協会に委託し、「三河港ポータルネッサンス21調査委員会」と旧運輸省第五港湾建設局の指導を受けて、昭和63年3月に策定した。</p> <p>※現在も計画が生きており、新たな、計画で東港の活用を図る場合は、原則として変更が必要。</p> <p>◇蒲郡インナーハーバー計画の概要について</p> <p>・ある意味では「三河港ポータルネッサンス21計画」の変更計画でもあるが、アメリカズカップ蒲郡開催も視野に入れた中で検討され、平成6年度に策定されたものであるため、平成20年度に計画の変更を行う予定である。(08.11 現在 契約済)</p>
<p>第3回 東港活用検討委員会</p> <p>日時:平成20年3月24日(月) 午後1時30分～午後3時30分</p> <p>場所:蒲郡市役所 庁議室(新館5階)</p> <p>出席者:委員12名・事務局5名・傍聴5名</p>	<p>(1)東港に関わる関係法について</p> <p>(2) 課題の整理・検討について</p> <p>① 雨水管、下水道管等について</p> <p>② 防潮堤の土地(底地)及び国、県、市の土地交換について</p> <p>③ 防潮堤の前出しについて</p>	<p>海岸法:津波・高潮・波浪その他海水又は、地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、国土の保全(安全)を守る。</p> <p>港湾法:交通の発達及び国土の適正な利用と、環境の保全に配慮しつつ、港湾の整備と適正な利用を図り、航路などを開発し、港湾を安全かつ有効に利用する。</p> <p>公有水面埋立法:特定の公有水面を埋立てし、土地を造成する権利を設定し、竣功許可を条件として公有水面の効用を廃止し、埋立免許を受けた者に埋立地の所有権を取得させる。</p> <p>都市計画法:都市計画法の用途地域による建築物の用途規制が市有地松原町 936-1 番地外、県有地松原町 942 番地外、漁業組合、伊藤造船(市有地)附近には現在、準工業地域の指定である。残りの埋立地は調整区域。</p> <p>①布設替でなく、既存の形で土地利用を考えていくということで、了承された。</p> <p>②現在、防潮堤土地、国、県、市とある。白地の問題は申請中であり、防潮堤が国、県所有、市の土地もある。防潮堤が前に出れば、底地の部分を国と県とで、交換の交渉をしたいと思っている。竹島漁港の背後地等を含め、土地交換を考えていきたいと考えている。</p> <p>③伊勢湾沿岸海岸保全基本計画で東港の前出しが計画されている。</p>

項 目	内 容	摘 要
<p>第4回 東港活用検討委員会 日 時:平成20年5月20日(火) 午後3時～午後5時19分 場 所:蒲郡市役所 庁議室(新館5階) 出席者:委員12名・事務局4名・傍聴7名</p>	<p>(1)三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画について (2)防潮堤(一線堤)の前出しについて (3)検討区域(範囲)の確認について (4)検討内容の確認について</p>	<p>(1)基本計画は前出しが出来るように計画がされており、計画に基づいて位置が決定される。 計画図の作成が第1、施工については、前出しの計画図面を作成し県に要望していく。 県が前出しの必要性を認め、県が国等から補助を受けれるようなら、県施工の可能性もある。 ◇その後、老朽化の中でもランクはCランクで良好の部類と判断され。背後地に必要性のある施設を計画したとしても、県費での施工はかなり難しいということが判明。----- 8/25 第6回の委員会にて (2)防潮堤を前出しにした後の背後地は市が自由に使えるのか。 :勝手に使えるわけでは無い。港湾計画上では、港湾関連用地となっている。法改正の関係で現在は非常に狭い港湾に関連したものしか出来ないとなっている。ただし、あの部分は埋申をとっているの、その計画の施設を作るなら可能である。ただし、それ以外のものを作るときは、変更が必要になってくる。 現在、県が港湾計画の改訂作業を行っているが、6月が締め切りとなっている。現在検討している中で、あわてて変えてしまっても、あとで融通の利かないものになってしまう。面積的に20ha 以内になるので、軽微な変更には該当する。ハッキリした段階で市の予算で変更をかけることはできる。 (3) 駅から竹島までを蒲郡の顔として、その中で東港をどう位置づけるか。</p>
<p>第5回 東港活用検討委員会 日 時:平成20年7月8日(火) 午後4時～午後5時45分 場 所:蒲郡市役所 庁議室(新館5階) 出席者:委員12名・事務局5名・傍聴5名</p>	<p>(1)法規制等について (2)防潮堤(一線堤)の前出しについて (3)具体案について</p>	<p>(1) ☆事務局法規制等について説明後、「海のまちづくりビジョン検討委員会提言書の内容に対する検討会議結果(H16.5.20 開催)」を追加資料として配布し説明</p>
<p>第6回 東港活用検討委員会 日 時:平成20年8月25日(月) 午後4時～午後6時11分 場 所:蒲郡市役所 庁議室(新館5階) 出席者:委員12名・事務局4名・傍聴8名</p>	<p>(1)防潮堤の前出し等についての愛知県三河港務所の見解について (2)活用案の検討について</p>	<p>(1) 前出しの赤ラインはイメージ図であり、多少の位置変更は OK ・整備延長 L=480m は決定であり、増減があれば、軽微な変更の事務手続きが必要 ・県事業で出来る場合は、老朽化(C)し、背後地計画の施設が防護の必要性がある場合 老朽化調査により、A(不良)・B(中位)・C(良好)ランクがあり、東港の胸壁は C ランクである。 陸閘(防潮扉)は鉄製であるため、腐食等がかなり進んでおり、補修の対象となる 前出しした場合でも、施設のグレードアップ、既設延長より増加した部分等は市負担となる ・市事業で出来る場合、背後地計画の施設が防護の必要性がある場合 防災広場等は市の防災計画等の位置付けが必要となる 上記の場合は保全区域の変更は可能であるが、それ以外の場合は、二重堤となり、既設の胸壁の撤去は不可能となる</p>
<p>(勉強会) 日 時:平成20年9月29日(月) 午後3時～午後5時35分 場 所:蒲郡市役所 庁議室(新館5階) 出席者:委員9名・事務局5名</p>	<p>(1)自由討論会(非公開)</p>	

項目	内容	摘要
<p>第7回 東港活用検討委員会 日 時:平成20年11月14日(金) 午後1時30分～午後3時30分 場 所:蒲郡市役所 庁議室(新館5階) 出席者:委員12名・事務局4名・傍聴7名</p>	<p>(1)活用案の検討について ①「東港活用検討委員会の今までの取組み」について</p> <p>1-(1) 長期展望に対する答申 1-(2) 短期(暫定)での、活用方法の答申</p> <p><u>今後の答申のあり方として、長期的な展望と短期の暫定的な利用としての2本立ての答申でいくことで、委員合意が出来た。</u></p>	<p><b>東港活用検討委員会の今までの取組み</b></p> <p><b>委員会の目的</b></p> <p>①「三河港ポータルネッサンス 21 計画」が策定されたものの中断をしている課題等について原因の整理及び解決策について検討する。 ②検討された整理等を踏まえ、三河港港湾計画との整合性を図りながら東港の活用方法について今後のあり方を検討する。</p> <p>◇東港エリアにおけるイメージ 「海のまちがまごおり」にとって海を感じ、蒲郡らしさを感じられる重要なアメニティゾーン。 (蒲郡駅、南駅広場、せせらぎストリート、竹島埠頭、東港、水族館、俊成苑、竹島、プリンスホテル、海辺の文学記念館、手織場、日本チャレンジ艇、マリンセンターハウス、公園)</p> <p>◇課題の整理 ・底地の問題(無籍地、国、県、市有地) ・東港に関連する法令や計画 ・蒲郡市の財政問題</p> <p><b>・ポルネ 21 計画自体の問題(ラグーナのフェスティバルマーケット、生命の海科学館)</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: right;">商工会議所による <u>・「海のまちづくりビジョン」の提言</u></p> <p>東港の有効な活用方法として・・・ 背後地との一体性、景観を考慮に防潮堤の前出しを検討。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>海岸保全計画による防護すべき施設が必要・・・ ・公共施設(図書館、体育館など) ・オートキャンプ場 ・防災広場 ・公園</p> <p>箱物を造るには慎重論が多い。ゾーニングとしてオーソライズされた場での議論が必要。</p> <p>◇今後のあり方 ・現在の「三河港ポータルネッサンス21計画」の見直し。新たな検討会の設置。 ・暫定的な利用計画を図る。</p>
<p>第8回 東港活用検討委員会 日 時:平成20年12月24日(水) 午後1時30分～午後3時25分 場 所:蒲郡市役所 庁議室(新館5階) 出席者:委員12名・事務局5名・傍聴6名</p>	<p>(1)答申案の骨格について ① 東港活用検討委員会答申書(素案・たたき台)---事務局作成について協議</p>	<p>・多目的広場を暫定利用の主体とする議論あり ・多目的広場を主にグラウンド・ゴルフ場にすることの意見あり ・暫定利用期間における利用について、管理委員会のようなものを作り管理運営をしていくべき ・暫定利用についても多目的広場をメインにししながら暫定利用する場所について、区画を区切って、公募等し、活用を図ってはという意見あり</p> <p><u>◎上記意見を盛り込み、提言内容をまとめる方向で意志統一が出来た。</u></p>
<p>第9回 東港活用検討委員会 日 時:平成21年2月6日(金) 午後2時～午後3時40分 場 所:蒲郡市役所 庁議室(新館5階) 出席者:委員9名・事務局5名・傍聴6名</p>	<p>(1)報告書(案)について</p>	<p>・報告書(案)について、順次ページ毎、表現・字句等について確認を行った。 (結果)</p> <p>1)港湾改訂計画時⇒港湾計画改訂時 2)防潮堤の前出しについて、何故、前出しの必要性を検討したか追加で記述する。 3)市民に愛着を持って頂くため東港埋立地全体を「竹島ベイパーク」と命名。 4)多目的広場エリアでの記述変更 5)計画図面にフラワーロード追加</p> <p>以上を変更・修正し、最終案を作成することで、合意できた。</p>